

○合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱

平成元年 5 月 18 日

告示第 387 号

[沿革] 平成 3 年 4 月 4 日告示第 322 号改正

[沿革] 平成 14 年 3 月 14 日告示第 158 号改正

[沿革] 平成 20 年 7 月 3 日告示第 413 号改正

[沿革] 平成 21 年 3 月 19 日告示第 144 号改正

[沿革] 平成 22 年 3 月 29 日告示第 157 号改正

[沿革] 平成 29 年 3 月 23 日告示第 150 号改正

[沿革] 令和 2 年 7 月 30 日告示第 361 号改正

合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱を次のように定め、平成元年度の補助金から適用する。

合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が行う合併処理浄化槽整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(経費及び補助率)

第 2 第 1 に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経 費	補 助 率
合併処理浄化槽を設置する者に対し、市町村が補助する場合の補助事業年度における当該補助事業に要する経費の合計額のうち、国庫補助基本額に相当する額。	3 分の 1 以内であって、事業を行う市町村の財政力指数に基づき、知事が別に定める率

(補助金交付の条件)

第 3 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存すること。
- (4) 補助事業により合併処理浄化槽を設置した者に対し、補助事業が完了した後においても当該合併処理浄化槽の維持管理を適正に行うよう指導すること。

(交付申請書等)

- 第4 規則第3条に規定する申請書は、合併処理浄化槽整備事業補助金交付申請書によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、歳入歳出予算書に抄本とする。
 - 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。
 - 4 第3第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、別に定める書類を提出して行うものとする。

(実績報告書等)

- 第5 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、合併処理浄化槽整備事業実績報告書によるものとする。
- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、歳入歳出決算(見込)書の抄本とする。
 - 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

- 第6 補助事業者が補助金の交付を請求しようとする時は、合併処理浄化槽整備事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

- 第7 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出部数及び経由)

- 第8 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所管地域振興局長を経由するものとする。

前文(抄) (平成3年4月4日告示第322号)
平成3年度の補助金から適用する。

前文(抄) (平成14年3月14日告示第158号)
平成14年度の補助金から適用する。

前文(抄) (平成20年7月3日告示413号)
平成20年度の補助金から適用する。

前文(抄) (平成21年3月19日告示144号)
平成21年度の補助金から適用する。

前文(抄) (平成22年3月29日告示157号)
平成22年度の補助金から適用する。

前文(抄) (平成29年3月23日告示150号)
平成29年度の補助金から適用する。

前文(抄) (令和2年7月30日告示361号)
令和3年度の補助金から適用する。